

一般財団法人山梨社会保険協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人山梨社会保険協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、山梨県下における健康保険、厚生年金保険等各種社会保険制度の被保険者（被保険者であった者を含む。）及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）の福利を増進し、社会保険制度の普及発展及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会保険制度の普及発展及び社会保険事業の円滑な運営に資するための事業
- (2) 被保険者等の健康の保持増進を目的とする事業
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び会費

(会 員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した山梨県内に事業所を有し、健康保険法及び厚生年金保険法の適用を受ける事業主とする。

なお、事業主が入退会しようとするときは、別に定める入退会届を提出して、入退会することができる。

(会 費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第7条 この法人の目的である事業を行うために必要な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、はその内容を報告し、第3号から第5号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置きする

とともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第5章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第6章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 会費規程の変更
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度開始前3ヶ月以内及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は会長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合には、会長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項並びにその他必要な事項を掲載した書面で、その通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、評議員の互選とする。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、次の事項は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければな

らない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令等で定められた事項

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会へ報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第7章 役員

(役員の設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上20名以内
- (2) 監事2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないものであること。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、会長を補佐しこの法人の業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 任期の満了前に辞任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなると

きは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、評議員会の決議により、支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解任

(開催)

第33条 理事会は、定時理事会として毎事業年度開始前3ヶ月以内及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、会長は、理事会の日の1週間前までに、各

理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項並びにその他必要な事項を掲載した書面で、その通知を発しなければならない。

- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続きを経ることなく、開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、他の理事の互選とする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。ただし、会長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第9章 顧問

(顧問)

- 第40条 この法人に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 4 第28条1項の規定は、顧問について準用する。

(顧問の職務)

第41条 顧問は、この法人の運営に関する事項について会長の諮問に応え、理事会または評議員会から諮問された事項について意見を述べることができる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功的不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の制限)

第44条 この法人は剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすること
ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

- 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は会長が行う。ただし、重要な使用人については、理
事会において選解任を行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て
会長が別に定める。

第13章 補則

(委任)

- 第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事
項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公
益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて
準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日
から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及
び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備
等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第
106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設

立の登記を行ったときは、第8条の規程にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は、大宮山磐とする。

附 則

- 1 変更後の定款は平成26年5月28日から施行する。

附 則

- 1 変更後の定款は平成28年3月9日から施行する。